

第2節 変更の登記

第1款 総 説

第1 意 義

登記した事項に変更を生じた場合に、商法、会社法その他の法律の規定によりすべき登記を変更の登記という（商登1の2②）。例えば、会社成立後新たに支店を設置し、又はこれを廃止した場合に、本店所在地及び当該支店所在地においてすべき登記のように、既にされている登記に新事項を追加し、又は削除する場合も（登記は一体として観念すべきであるから）、変更の登記と解すべきである。ただし、新設され、又は廃止された支店所在地ですべき登記については、この登記により新たに登記記録を起し、又はこれを閉鎖することとなる場合であるから、通常の場合の変更の登記とは取扱いを異にすることに注意しなければならない。

第2 行政区画等の変更

行政区画、郡、区、市町村の町若しくは字又はそれらの名称の変更により会社の本店又は支店の所在場所、代表取締役の住所等が変更になった場合には、変更の登記があったものとみなされる（商登26）。このような場合には、登記官は、登記簿にその変更があったことを記録することができる（規則42）。

第3 定款の変更手続

変更の登記は、定款の変更に伴って行われる場合が多い。定款の変更の手続の概要は、次のとおりである。

定款を変更するには、原則として株主総会の決議を要する（会466）が、この決議については、特別決議によるべき場合（会309Ⅱ⑩、466）、特殊決議によるべき場合（会309Ⅲ）、特別な特殊決議によるべき場合（会309Ⅳ）がある。このうち、特別な特殊決議による場合（会社法第105条第1項各号に掲げる株主の権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う

旨の定めについての定款変更の場合)については、基本的に変更の登記が必要となる場面がないので、説明を省略する。

定款の絶対的記載事項である商号、目的、本店の所在地を変更する場合等、通常の定款の変更をするには、株主総会の特別決議によらなければならない。特別決議は、総株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し（定足数）、その議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行うことを要する（会309Ⅱ⑩）。

また、株式会社が、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行うには、株主総会の特殊決議によらなければならない。この決議は、議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）、かつ、当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行うことを要する（会309Ⅲ①）。

これらの決議について、各株主は1株（定款をもって1単元の数を定めた会社にあつては、1単元の株式）につき1個の議決権を有すること、議決権制限株式については定款の定めにより議決権を行使することができない事項があること（会108Ⅰ③）、いわゆる自己株式、相互保有株式及び単元未満株式に係る株主は議決権を有しないこと（会189Ⅰ、308、施行規67）、これらの株式に係る行使し得ない議決権の数は総株主の議決権の数及び出席した株主の議決権の数には算入されないこと（会309Ⅱ）、株主は代理人により議決権を行使することができるがその場合には会社に対し当該総会についての代理権限を証する書面（委任状）の提出を要すること（会310Ⅰ）、並びに総会は延期又は続行の決議をすることができること（会317）は、他の株主総会の場合と同様である。

次に、総会招集の手続についても、他の事項に関する株主総会の場合とほぼ同様であつて、原則として、取締役（取締役会設置会社にあつては、取締

役会)が招集に関する事項を定めた上で、取締役が招集する(会298, 296Ⅲ)。株主総会の招集通知は、原則として、株主総会の日の2週間前までに株主に対して発しなければならない(会299)。

以上が定款変更の手続であるが、もし会社が数種の株式を発行している場合において、定款の変更がある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、原則として、株主総会の決議のほか、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する(会322)。この場合の決議は、その種類の株式の総株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席してその議決権の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行う(会324Ⅱ④)。この総会に関する手続は、株主総会の場合と同様である(会325)。

定款の変更については、特別法において官庁の許可がなければその効力を生じないこととされている場合が多いことに注意を要する。

株主総会又は種類株主総会の議事については、議事録を作ることを要し、議事録は議事の経過の要領及びその結果、株主総会の議長が存するときは議長の氏名、出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等を内容とするものでなければならない(会318Ⅰ, 325, 施行規72)。なお、会社法上は、この議事録については、議長又は出席した取締役等が署名又は押印をすべきこととはされていないが、株主総会又は種類株主総会の決議により代表取締役を定めた場合には、商業登記規則上、その議事録に変更前の代表取締役が登記所への届出印を押印している場合を除き、議長及び出席取締役の全員が議事録に市町村長への届出印を押印することが必要となる(規則61Ⅵ参照)。なお、登記すべき事項につき、株主総会の決議(及び種類株主総会の決議)を要する登記の申請書に、株主リスト(規則61Ⅲ)の添付を要することについては後記第4の3を参照。

第4 変更登記の手続

1. 登記期間

変更の登記は、変更の事由が生じたときから、本店の所在地では2週間以内、支店の所在地では3週間以内にすべきであって（会915 I, 930 III）、支店の新設、他の登記所の管轄区域内への本店の移転についてもその期間は同様である（会930 I ⑤, 916）が、支店の移転の場合には、その支店の旧所在地では3週間以内、新所在地では4週間以内に所定の事項を登記すべきこととされている（会931）。なお、変更の登記をすべき事項のうち官庁の許可を要するものについては、その変更の登記の申請期間は、その許可書の到達した日から起算することとされている（会910）。

なお、新たに支店を設置した場合のように、本店及び支店の所在地において登記すべき事項があるときは、それぞれの管轄登記所に各別の申請を行うことが原則であるが、これらの管轄登記所が法務大臣の指定する登記所である場合に限り、登録免許税のほか所要の手数料を納付して、本店の所在地を管轄する登記所に対し、本店及び支店分の登記申請を一括して行うことができる（商登49 I, III）。この場合には、本店所在地を管轄する登記所の登記官が登記を完了した後、支店の所在地を管轄する登記所の登記官に所要の情報を通知することにより、支店の登記についても変更の登記がされることになる（商登50IV）。

2. 申請人

会社が申請人であるから、会社の代表取締役が会社を代表して申請することになる。なお、仮処分による代表取締役の職務代行者選任の登記がある場合には、その職務代行者が申請人になるが、職務執行停止処分を受けた代表取締役を含む取締役全員が退任し、その後任者が選任されたときは、たとえ職務執行停止又は職務代行者選任の仮処分が取り消されなくても、新たに選任された代表取締役が登記の申請について会社を代表することができるものと解すべきである（昭30.9.14民事甲第1962号民事局長回答参照）。

3. 添付書類

申請書に添付すべき書面に関する通則である商業登記法第46条の規定は変更登記についても適用があり、登記事項について株主総会、種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない（商登46Ⅱ）。また、登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項の規定により当該決議があったものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、①10名、②その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面（規則61Ⅲ。以下「株主リスト」という。）の添付も要する。

なお、官庁の許認可がなければ変更の効力を生じない事項の登記を申請する場合には、その許可書、認可書又はその認証がある謄本の添付を要する（商登19）が、支店所在地における登記申請については、本店所在地においてその登記をしたことを証する書面（登記事項証明書）を添付すれば足り（商登48Ⅰ）、更に、会社法人等番号を記載した場合には、その添付の省略も可能である（商登法19の3、規則36の3）。

第2款 商号、目的及び公告方法の変更の登記

第1 商号、目的及び公告方法の変更

1. 商号の変更

会社の商号（会6①）は、自然人の氏名に相当するものであり、定款

の絶対的記載事項とされているから（会27②），これを変更するには必ず定款変更の手続を必要とする（手続については前款参照）が，その変更に対しても，定款作成の場合と同一の注意を要する（第1節第2款定款の作成参照）。

特に，商号の変更の結果，他人の既登記商号と同一であり，かつ，その本店の所在場所が当該他の会社の登記に係る本店の所在場所と同一であることとなるときは，その変更登記申請は受理されない（商登27，24⑬）ので，注意しなければならない。しかし，支店所在地においては，このような制限はない。

特別法の中には，定款の変更につき，官庁の許可又は認可をその効力の発生要件としているものがあるが，このような場合には，その許可又は認可を得なければ，定款変更，すなわち，商号の変更の効力が生じないことはもちろんである。

なお，例えば，「株式会社〇〇商店」を「〇〇商店株式会社」に改め，あるいは，「株式会社〇〇貿易商会」を「株式会社〇〇トレーディングカンパニー」と改める場合も，商号の変更に該当するから，定款を変更し，その登記をしなければならない。

2. 目的の変更

会社の目的も定款の絶対的記載事項であるから（会27①），これを変更するには定款の変更をしなければならない。

定款変更につき官庁の許可又は認可が効力の発生要件とされているときは，許可又は認可がなければ定款変更の効力は生じず，したがって，目的変更の効力も生じないことになる。もっとも，このこととある営業を行うにつき官庁の許可又は認可を要することとは区別しなければならない。単に営業認可を必要とする場合であれば，目的たる事業の変更は自由であって，官庁の許可又は認可を得なければその事業を営み得ないだけである。したがって，許可又は認可を得る前であっても，変更登記の申請を行うことは可能であり，その場合には許可書又は認可書の添付

も必要ない。

目的を変更する場合には、例えば、数種の営業のうち一営業を廃止し、あるいは新営業を追加し、又は全く異なる営業に転業する場合のように実質的に目的を変更する場合のほか、例えば、「宝石の販売」とあるのをその宝石の具体的品名（ダイヤモンド等）を掲げることとする場合のように、形式的に変更するにすぎない場合があるが、いずれの場合も定款変更及び変更登記を必要とする。

3. 公告方法の変更

会社の公告方法は、定款の絶対的記載事項ではないが、定款で定めることができ（会939 I）、定款で定められた公告方法を変更するには定款の変更を必要とする。この定めがない会社は、官報に掲載する方法が公告方法となる（会939IV）。

定款変更につき官庁の許可又は認可が効力発生要件とされている場合には、官庁の許可又は認可がなければ効力を生じないので、官庁の許可又は認可があったときに公告方法の変更の効力を生ずることになる。

第2 登記手続

商号、目的又は公告方法の変更があったときは、その定款変更の日から（官庁の許可又は認可が効力要件の場合にあっては、その許可書又は認可書到達の日から）本店所在地において2週間以内に、当該会社の代表取締役がその変更の登記を申請しなければならない（会915 I）。また、商号の変更については、支店所在地においても、3週間以内に、変更の登記の申請をしなければならない（会930Ⅲ、Ⅱ①）。なお、官庁の許可又は認可が変更事項の効力発生要件である場合には、当該許可書、認可書又はその認証がある謄本の添付を要する（商登19）。

(7) 株式会社変更登記申請書 (その1)

- (注) 商号、公告方法の変更の場合。会911Ⅲ, 915Ⅰ, 910, 商登46Ⅱ, 17~19の2, 48, 規則35, 49, 50, 61, 62, 登税9別表1, 24(1)ツ, (2)イ

受付番号票貼付欄

(注) この欄は、必ず申請書初葉に設けること。

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000

(注) 会社法人等番号が分かる場合には記載してください。

- フリガナ マルマル
1. 商号 ○○株式会社

- フリガナ マルマルショウジ
(新商号) ○○商事株式会社)

(注) 変更前の商号を記載する。

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号
1. 支店 管轄登記所 ○○法務局 (○○地方法務局)
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号
管轄登記所 ○○法務局 (○○地方法務局)
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

(注) 管轄登記所が本店の所在地を管轄する登記所以外の場合に商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をするときは、管轄登記所ごとに記載する。

同じ支店の所在地を管轄する一つの登記所に複数の支店がある場合には、支店の一つを記載すれば足りる。

1. 登記の事由 商号 (又は公告をする方法) の変更

1. ○○大臣の許可書 (又は認可書) 到達年月日

平成○○年○○月○○日

(注) 商号又は公告方法の変更について官庁の許可 (又は認可) が効

力要件とされている場合に記載する。

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

(注) 登記すべき事項をオンラインにより提出した場合。この方法によった場合には、提出した登記すべき事項の情報を利用して申請書を簡単に作成することができ、また、手続の状況をオンラインで確認することもできる。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもでき、この方法によった場合において当該CD-R（又はDVD-R）を申請書とともに提出したときは、当該申請書には、当該CD-R（又はDVD-R）に記録された事項を記録することを要しない（商登17IV）。

1. 登録免許税 金39,000円

内 訳	本店所在地分	金30,000円
	支店所在地分	金 9,000円

(注) 商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をする場合には、支店所在地における登記所1庁につき、登録免許税9,000円を加算し、その内訳として上記のとおり記載する。

1. 登記手数料 金〇〇円

支店所在地登記所数 〇庁

(注) 商業登記法第49条に規定する本支店一括申請をする場合には、支店所在地の登記所1庁につき、300円の登記手数料が必要となる。登録免許税と登記手数料はそれぞれ別用紙に貼付する（当該別用紙は申請書の一部となるので、各用紙のつづり目に届出印で契印する。）。

1. 添付書類

株主総会議事録 1通

(注) 株主総会の決議があったものとみなされる場合（会319I）においても、株主総会議事録が作成される（施行規72IV）ので、商業登記法第46条第3項に規定する書面として、株主総会議事録の添付を要する。

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証

する書面（株主リスト） 1 通

（注）株主総会決議があったものとみなされる場合（会319 I, 325）においても添付を要する株主リストは，商業登記規則第61条第2項の株主全員に係るものではなく，同条第3項に係る株主リストである。

〇〇大臣の許可書（若しくは認可書又はそれらの認証がある謄本） 1 通

（注）商号又は公告方法の変更について官庁の許可（又は認可）が効力要件とされている場合に記載する。

委任状 1 通

上記のとおり登記の申請をする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

申請人 〇〇商事株式会社

（注）変更後の商号を記載する。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

代表取締役 〇〇 〇〇

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

上記代理人 〇〇 〇〇[㊞]

連絡先の電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇法務局（〇〇地方法務局） 御中

登記すべき事項をオンラインによる提出又は電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例

「商号」 〇〇商事株式会社

（注）変更後の商号を記載する。

「原因年月日」 平成〇〇年〇〇月〇〇日変更

「公告をする方法」 〇市において発行される〇〇新聞に掲載してする